

## 介護老人保健施設きなん苑カンファレンス運営要綱

(平成25年11月1日要綱第18号)

### (目的及び設置)

第1条 介護老人保健施設きなん苑(以下、「きなん苑」という。)は、利用者が居宅等での生活を目標に、利用者の心身の状況及び病状ならびにその置かれている環境等に照らし看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が継続的に必要であると認められるかを公正かつ厳格なサービス利用を遂行するためにカンファレンス(以下、「カンファレンス」という。)を設置する。

### (実施サービス)

第2条 カンファレンスは次のサービス利用者について実施する。

- (1) 老人保健施設
- (2) 通所リハビリテーション
- (3) 介護予防通所リハビリテーション

### (議題)

第3条 カンファレンスは第1条の目的を図るため、次のこのとについて検討する。

- (1) サービス利用直後の利用者の状態及び目標設定
- (2) サービス利用中の利用者の状態、目標に対する評価および目標再設定
- (3) 利用者のサービス継続、終了判定
- (4) サービス終了における総合評価および居宅等での指導事項

### (開催時期)

第4条 カンファレンスの開催時期は以下のとおりとする。

- (1) サービス利用後1ヶ月以内
- (2) 毎6ヶ月以内
- (3) サービス終了前
- (4) その他、利用者の状態等の変化が生じた場合

### (組織)

第5条 カンファレンスは次に掲げるきなん苑職員をもって構成する。

- (1) 医師

- (2) 看護師長
  - (3) 看護師、介護職員
  - (4) 支援相談員
  - (5) 介護支援専門員
  - (6) リハビリ職員
  - (7) 管理栄養士
- 2 カンファレンスを統括し、代表するものは介護支援専門員とする。
- 3 カンファレンスには、必要に応じて構成職員以外に利用者、家族および居宅介護支援専門員等の出席を求めることができる。

(民主的な人間関係の形成)

第6条 カンファレンスは職種、職位にかかわらず、職員が自由に発言できるように努めなければならない。

(事務局)

第7条 カンファレンスの事務局はきなん苑相談室に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、カンファレンスの運営に関して必要な事項は、施設長が定める。

附則 (平成25年11月1日要綱第18号)  
この要綱は平成25年11月1日から施行する。